

## 消防用設備等の設計思想の比較

消防用設備等について、関連規定の全体的な内容などから、基本的な設計思想の違いを整理すると、法第17条では、防火対象物の建築条件や利用者等の原状に応じ、必要となる消防用設備等が定められていると考えることができます。

これと比較して、消防法第10条第4項では、危険物施設の配置や構造、利用者等を消防法の中で直接制限し、人的被害や周囲への影響に係る危険性を低減したうえ、全体的な危険物保安の一環として消防用設備等について規定されていると考えることができます。このため、既存の防火対象物を危険物施設に変更した場合などにおいて、必要となる消防用設備等に違いが生ずることがあります。